

グリーン成長プロジェクトの推進について

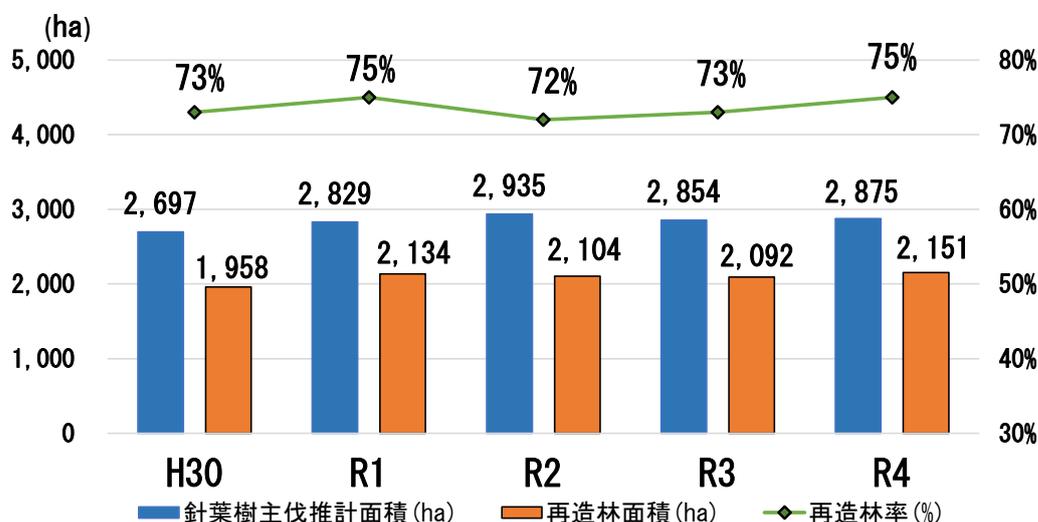


宮崎県 環境森林部

再造林率の状況

1 再造林率等の推移

- 令和4年度の県内民有林の再造林率は75%であり、近年は70%台に留まっている。
 - 再造林面積は、2,100ha前後で推移し、このうちスギが全体の約8割を占めている。
- ※令和5年度の再造林面積は2,242haとなり、長期計画の目標である2,200haを上回っている。



$$\text{再造林率} = \frac{\text{当該年度に実施した再造林面積}}{\text{当該年度に主伐された針葉樹の推計面積}} \times 100$$

2 流域別の再造林率の推移

① 流域別の再造林率（令和2年度～令和4年度）

	五ヶ瀬川流域	耳川流域	一ツ瀬川流域	大淀川流域	広渡川流域	県計
R2年度	71%	91%	71%	55%	79%	72%
R3年度	75%	93%	61%	62%	72%	73%
R4年度	75%	90%	64%	65%	77%	75%
3か年平均	74%	91%	66%	61%	76%	73%

② 流域別の再造林面積（令和2年度～令和4年度）

	五ヶ瀬川流域	耳川流域	一ツ瀬川流域	大淀川流域	広渡川流域	県計
R2年度	405ha	599ha	176ha	512ha	412ha	2,104ha
R3年度	410ha	594ha	135ha	568ha	385ha	2,092ha
R4年度	460ha	570ha	155ha	580ha	386ha	2,151ha

再造林率は地域差があり、3ヶ年平均（令和2年度から令和4年度）の再造林率は耳川流域では91%と高くなっているが、一ツ瀬川流域、大淀川流域は60%台に留まっている。

2

【グリーン成長プロジェクト】

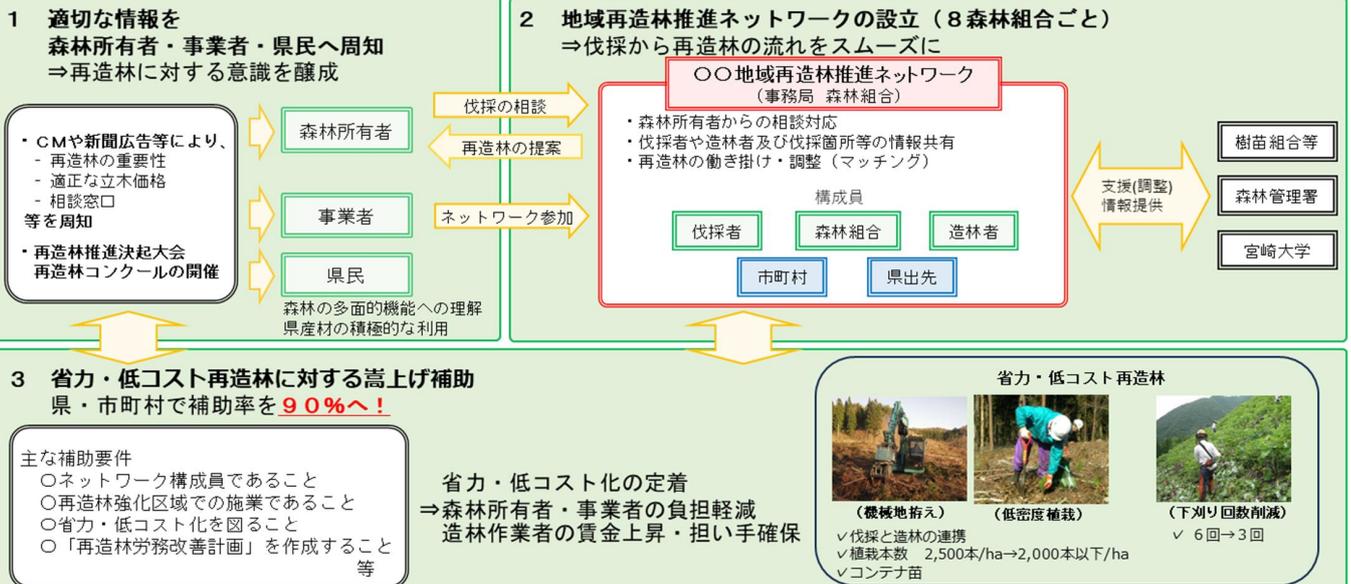
再造林率日本一に向けて産学官と県民が一丸となって再造林に取り組む「宮崎モデル」

I 宮崎県再造林推進条例の制定

再造林の重要性を県民と広く共有し、県民一丸となって再造林を推進していくための関係者の役割や基本的施策を明記

II 再造林に関する具体的な対策の実施

「再造林推進ネットワーク」を中心に再造林対策を強力に推進



III 林地集積化に向けた組織・仕組みづくり

- ・経営意欲のある林業事業者への林地の集約化を支援
- ・森林経営管理制度の推進や地域林政アドバイザーの育成
- ・「林地を手放したい者」と「林地を集積したい者」をつなぐ新たな組織・仕組みづくりの検討

IV その他の重要な取組

- ・新たに造林事業を開始・拡大する事業者への支援
- ・労働安全対策の強化
- ・省力・低コスト化に必要な「コンテナ苗」増産やデジタル化の推進
- ・非住宅分野での木材利用の推進や県外への販路拡大、海外の販路開拓

3

「宮崎県再造林推進条例」について

全国初

令和6年7月2日
公布、施行

基本理念	再造林の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・効率化の推進、県産材需要の拡大 ・担い手の処遇と労働環境の向上 	関係者の適切な役割分担と相互の連携
基本施策	再造林の推進に向けた気運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 効率化の推進 県産材需要の拡大 担い手・事業者の確保 	地域体制の整備
責務・役割	<p>県：施策の総合的かつ計画的な実施 など</p> <p>森林所有者：所有森林の再造林の推進 など</p> <p>事業者：森林組合等との連携、県産材活用 など</p>	<p>市町村：情報共有や実情に応じた施策実施 など</p> <p>森林組合：伐採等の相談対応や連絡調整 など</p> <p>県民：県産材の積極的な利用 など</p>	



目的	<h2>再造林の推進</h2> <p>森林の多面的機能を発揮させ、 県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現!!</p>
----	---

4

適切な情報を森林所有者・事業者・県民へ周知 (再造林に対する意識を醸成)

【取組状況】

宮崎県再造林推進決起大会の開催

日程：令和6年7月2日（火）（宮崎県再造林推進条例の施行日）

場所：宮崎市民プラザ（約500名参加）

内容：主催者・来賓あいさつ、感謝状贈呈、再造林推進宣言、講演等

再造林推進宣言

- 1 「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を推進し、再造林率日本一を目指します
- 2 労働環境や収益性を改善し、若い世代が夢を描ける、魅力溢れる産業を目指します
- 3 誇りと責任を持って森林づくりに取り組み、県民から信頼される林業を目指します



来賓あいさつ
(林野庁：青山長官)



再造林推進宣言



講演
(農林漁業信用基金：牧元理事長)

5

適切な情報を森林所有者・事業者・県民へ周知 (再造林に対する意識を醸成)

【取組状況】



ロゴマーク

県政番組

みやざきゲンキTV：グリーン成長プロジェクトの紹介

ロゴマーク制作

新聞広告等

- 宮崎日日新聞、夕刊デイリー
- 林業情報誌等への寄稿

テレビCM

今後も、CM（第二弾）やポスター、SNS広告など、様々なPRを実施予定



新聞広告



テレビCM

地域再造林推進ネットワーク

現状と課題

- 伐採者と造林者の連携が不十分
- 森林所有者が伐採する際にどこに相談して良いか分からないとの声
- 再造林の課題は地域ごとで異なる
- 伐採から再造林の流れをスムーズにするための組織づくりが必要

県内8地域に「再造林推進ネットワーク」を設立

再造林推進ネットワーク

- 森林所有者からの相談対応
- 伐採者や造林者及び伐採箇所等の情報共有
- 再造林の働きかけや調整（マッチング）

事務局
(森林組合)

市町村

県出先

伐採者

造林者

地域再造林推進ネットワーク

ネットワークの活動等により、再造林推進のために以下のことを期待

森林所有者

○伐採届情報のネットワークへの提供協力（伐採届の様式改正）

伐採事業者

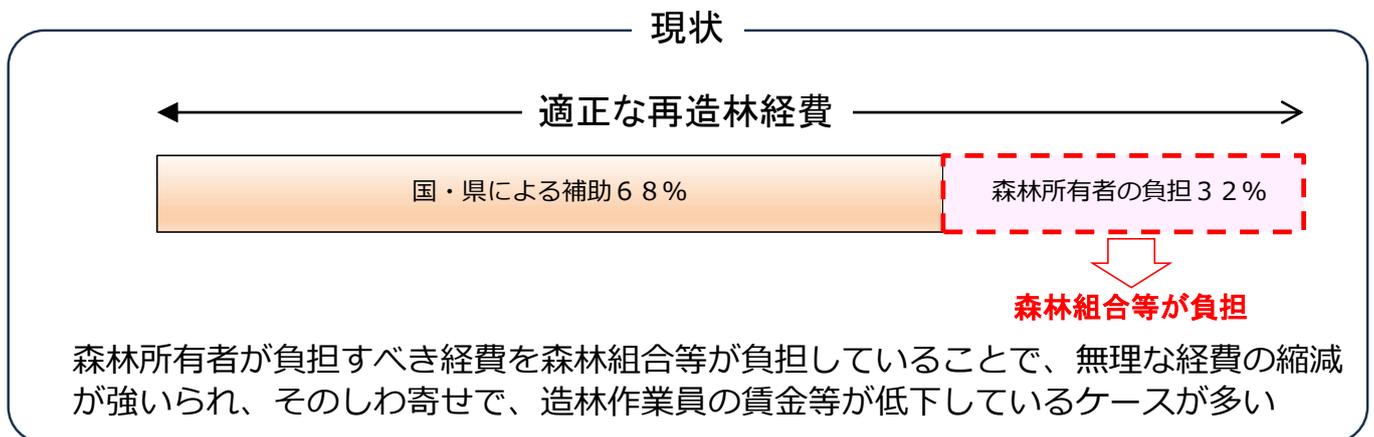
○造林事業者との情報共有や造林作業への貢献



造林事業者

○造林従事者の確実な確保につながる賃上げの実施

森林整備補助金の嵩上げ



従来の国・県による補助金68%に加え
県・市町村で嵩上げし、補助率を 90%へ

・ 森林所有者の負担軽減
・ 適正な実行経費を確保

・ 森林所有者の再造林意欲の向上
・ 造林作業員の所得アップ・担い手確保

事業の目的

徹底した再造林の省力化・低コスト化を図った上で、市町村と連携して、植栽から下刈りまでの補助金の高上げを行い、森林所有者の負担軽減を図るとともに、造林作業員の労務賃金引き上げにつなげる。

事業の概要

(1) 事業内容

- ① 再造林強化支援事業
再造林強化区域で行う伐採後の速やかな省力・低コスト再造林への支援
- ② 下刈支援事業
再造林強化区域の既造林地における下刈りへの支援
※①、②補助率：補助対象経費の22%（県11%、市町村11%）

(2) 事業の仕組み

- ①、②県  森林組合、林業事業者等（再造林推進ネットワーク加入者）

(3) 成果指標

再造林率	現状（令和3年度）73.3%	→	令和8年度	90.0%
森林組合造林作業班の平均賃金	現状（令和3年度）9,400円/日	→	令和8年度	13,000円/日

事業の期間

令和6年度～令和7年度

【別紙】

新 再造林率向上強化対策事業

現状と課題

- 再造林に係る所有者負担が大きいことにより再造林意欲が低下している。
- 所有者負担分を森林組合等の事業者が負担する形で無理して再造林が行われているケースが多い。
- 造林作業員の賃金が上がらず、作業員が減少している。

事業内容及び効果

市町村と連携して造林、下刈り等に対する補助金の高上げを実施

（県11%、市町村11%）最終補助率は68%から90%にアップ

①再造林強化支援事業

速やかな再造林（地拵え、植栽、防護柵、下刈り）の高上げ

②下刈支援事業

既造林地（R4～R6）における下刈りの高上げ

主な補助要件

- ① 施行地が再造林強化区域であること。
- ② 対象樹種はスギ、ヒノキ、センダン、クヌギ、ナラ、アラカシとする。
- ③ 植栽本数はha当たり2,000本以下とする。
- ④ 補助申請者が再造林推進ネットワークに加入していること。
- ⑤ 市町村は県と同額以上の高上げをすること。

- 省力・低コスト化の定着
- 森林所有者・事業者の負担軽減
- 造林作業員の所得アップ・担い手確保

再造林率の向上

● 再造林強化区域の定義

再造林率向上強化対策事業の対象森林として「再造林強化区域」を次のとおり定義する。

- ① 県が把握している公道及び作業道等から100m以内に位置する林小班
- ② 作業道等を開設するなどして、新たに①の要件に適合する林小班

※ ただし、再造林強化区域外であっても、次の場合は補助対象となる。

- ・ 実施する箇所の一部が再造林強化区域に含まれる場合
- ・ 架線集材やフォワード集材を行った箇所の集材の起点が再造林強化区域に含まれている場合

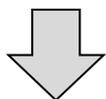
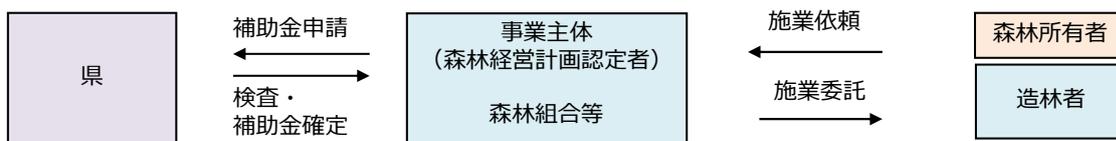
令和6年8月1日付けで、県出先機関、市町村、森林組合、造林補助事業申請者等に対し、下記データを配布しているため、事業実施主体は、森林整備事業の申請時に当該箇所が再造林強化区域に含まれているか確認すること。

- ① 再造林強化区域図
- ② 再造林強化区域に係るベクターデータ（シェープファイル）
- ③ 再造林強化区域に含まれる林小班のリスト

● 補助金申請の事務手続き

① 森林整備事業（公共） 68%

- ・ 事業主体は、森林整備事業の申請時に当該箇所が再造林強化区域などの補助要件に該当するかを確認し、造林システムに入力
- ・ 県は嵩上げ対象森林の補助要件を確認し、申請・検査を経て事業費を確定
- ・ 確定事業費等の情報は市町村に共有。



事業実施主体は県に森林整備事業（公共）の補助金申請を行い、補助金の確定後に県と市町村それぞれに対し、嵩上げ分の補助金申請を行う。

② 県嵩上げ 11% (再造林率向上強化対策事業)

- ・ 事業主体は、対象森林の県嵩上げ分を県に申請
- ・ 県は補助要件を再確認（書類検査のみ）

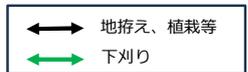


③ 市町村嵩上げ 11% 市町村単独事業で対応する

- ・ 事業主体は、対象森林の市町村嵩上げ分を市町村に申請
- ・ 市町村は①で共有した情報により対応



○ 再造林率向上強化対策事業の補助対象



事業メニュー	R 6				R 7			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
①再造林強化支援事業 再造林強化区域で行う再造林（地拵え、植栽、防護柵、下刈り）の嵩上げ支援	R6秋植え 				R7春～秋植え 			
	※ R 6 秋植え以降の再造林が対象				R6秋植え～R7春植えの下刈り 			
	※再造林率向上強化対策事業で植栽したスギ等の下刈り							
②下刈り支援事業 再造林強化区域の既造林地（R 4～R 6）における下刈りの嵩上げ支援	R 4～R6春植えの下刈り 				R 4～R6春植えの下刈り 			
	※既存事業で植栽したスギ等の下刈り							

- 植栽等の嵩上げは令和6年秋植え以降を補助対象とする。
- 既造林地（R 4～R 6）の下刈りの嵩上げ対象は、累計3回までの下刈りに限る。
ただし、森林整備事業（公共）において、下刈りの必要性があれば6年生までの下刈りは補助対象となる。
- 令和8年度以降については、令和6年度から7年度の実績等を踏まえて予算要求する。